

# 青森県報

第二千五百九号

平成十七年  
七月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 公 告

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課)……………一  
 建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所)……………一

右 同……………(弘前県土整備事務所)……………二

右 同……………(同)……………二

右 同……………(八戸県土整備事務所)……………二

右 同……………(五所川原県土整備事務所)……………二

右 同……………(十和田県土整備事務所)……………三

右 同……………(鯉ヶ沢県土整備事務所)……………三

監査委員……………(事務局)……………三

監査結果に対する措置の公表……………(事務局)……………三

## 公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律

第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称 三沢市前平二丁目三から六まで、七の 一、七の二、一三の九まで、一三の 二、一三の四から一三の九まで、二 から三四まで、四九、六〇の一部、六 一、六二の一部、六三の一部、六 六、六八の一部、六九の一部、七〇の 七、七六の一部、七八の一部、七九 二まで、八三の一部、九〇の一部、九 一、九四の一部、九五から九七まで、 九八、九九の一部、一〇〇の一部、 一〇一、一〇二の一部、一〇三の一部、 一〇四、一〇五の一部、一〇七の一部、 一〇八及び一〇九	三沢市桜町一丁目一の三九 三沢市土地開発公社
建設業者の許可の取消し 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 平成十七年七月二十九日	青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青森設備工業株式会社
- 二 代表者の氏名 小林 俊一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市篠田三丁目二の五四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第二二〇七号
- 五 取消年月日 平成十七年七月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
 消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年四月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社城東室内

二 代表者の氏名 奈良岡 弘幸

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字外崎五丁目七の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六二八八号

五 取消年月日 平成十七年七月十三日

六 取消しに係る建設業の許可 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年七月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 嶋津電気株式会社

二 代表者の氏名 島津 義治

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字八幡町二丁目七の六

四 許可番号 青森県知事許可（特 一二）第三〇四九号

五 取消年月日 平成十七年七月十六日

六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る特定建設業の許可

平成十七年七月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社岡田工務店

二 代表者の氏名 岡田 雄一

三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字川守田字東張渡四八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一二）第一五〇八七号

五 取消年月日 平成十七年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可 屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年六月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社成恵組

二 代表者の氏名 成田 徳

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字境字池田一五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一四九七七号

五 取消年月日 平成十七年七月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社共和産業

二 代表者の氏名 小向 正人

三 主たる営業所の所在地 上北郡百石町字下谷地四八の二一八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第四四一六号

五 取消年月日 平成十七年七月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 松仙工業株式会社

二 代表者の氏名 松橋 幸治

三 主たる営業所の所在地 つがる市富港町屏風山一の一五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一五〇六四号

五 取消年月日 平成十七年七月八日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 監 査 委 員

#### 監査結果に対する措置の公表

平成17年4月27日付け青監査第11号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会教育長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年 7月29日

青森県監査委員	林 忠 男
回	鶴 賀 茂 世
回	滝 沢 求
回	平 山 誠 敏

監査箇所名	監査結果	措置の内容
東地方健康福祉こどもセンター	収入未済の解消に努めること。	未納者に対しては、電話や訪問により直接本人に伝達したほか、手紙により確認及び来所を促すなど、より一層収入未済の解消に努めることとした。 併せて、当センターでは、平成16年度に歳入関係事務運営要綱及び滞納対策会議設置要領等を策定しており、当該滞納対策会議で決定した方針に基づき滞納者に対して納入指導をするなどして、より一層収入未済の解消に努めることとした。
中南地方健康福祉こどもセンター	収入未済の解消に努めること。	収入未済については、総務企画室、各部門で連携を図り更なる解消に努めることとした。
	電気料支払遅延により、遅収加算金が生じているものがある。	支払遅延については、これまで以上に速やかに対処して適正執行に努めることとした。
青森空港管理事務所	現金及び領収証書等の取扱いが適正でないものがある。	現金及び領収証書等の取扱いについて、適正管理を徹底するよう、所属長が出納員等に対し、直接指導を行った。
青森県立弘前第一養護学校	扶助費において、前渡資金の支払が遅延しているものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
青森県大間警察署	電気料支払遅延により、遅収加算金が生じているものがある。	今後、私用分の徴収・入金を確実にし、自動口座振替不能による支払遅延とならないよう、事務処理に万全を期することとした。

(発行所・発行人)  
青森県報 一丁目一番七号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二町三丁目一番七号  
東興印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二百十五円一銭